

第81回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づくインターネット開示事項

業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の
体 制 及 び そ の 運 用 状 況
会 社 の 支 配 に 関 す る 基 本 方 針
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

石井食品株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ishiifood.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定等の概要及び当該体制の運用状況は、以下の通りであります。

- 1 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 「石井食品グループ行動規範」を定め、行動の基本ルールとし、取締役、執行役員及び使用人は法令・定款を遵守し、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。
 - 2) 倫理委員会を設置し、「内部通報制度規程」に基づき、公益通報者保護の見地から、社員からの情報収集や通報、相談ができる仕組みの維持・向上を推進します。
社内で発生した重大不適合や「声の箱」に投書された事項の対応や是正内容を確認しております。
 - 3) 倫理委員会は、社員の法令・定款違反行為につき、賞罰委員会に処分を求めるものとしてます。
 - 4) 管理チームは内部統制システムが有効に機能しているか監査します。
 - 5) 「コンプライアンス規程」に基づいて、取締役、執行役員及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

(運用状況)

「石井食品グループ行動規範」は「経営方針書」とともに全従業員に配布し、誓約書の提出により確認を行っております。管理チームは内部統制システムの有効性の監査を行っております。また、各委員会を適宜開催し、その議事録を作成し、社内における内部統制の運用状況を確認しております。

- 2 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 株主総会、取締役会、経営会議の議事録を法令及び規程に従い作成し、保管場所を定め、適切に保管・管理します。
 - 2) 経営及び業務執行に関する重要な情報・決定事項、社内通達などは、所管部門にて作成し適切に保管・管理します。
 - 3) 管理チームは内部統制の監査の状況を取締役に報告します。
 - 4) 「機密文書管理規程」に基づき文書及び情報の管理を徹底し、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態で管理します。

(運用状況)

情報の保存管理は、各規程に基づき、適切な保管及び管理を行っております。

3 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「危機管理活動基本方針」、「経営危機管理規程」及び「天災地変・火災に関する緊急事態対策規則」に基づきリスクを管理します。
- 2) リスクについては、経営会議に報告をし、重大なものについては取締役会に報告します。
- 3) 法務及びITサービスシステムの責任者を設置することでコンプライアンスと情報セキュリティに関する体制を強化しております。
- 4) 食品に関する品質・衛生・表示の管理、情報保全、環境、防災、犯罪、風評などに関するリスクへの対応については、それぞれの所管部門においてルールや対応マニュアルの制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施しております。
食品安全につきましてはFSSC22000を認証取得し、食品安全チーム会議においてリスク分析を行い運用管理を行うとともに、定期的な検証を実施しております。環境につきましてもISO14001を認証取得しており、環境委員会において管理しております。
- 5) 危機管理活動は、それぞれの所管部門で実施しているリスク分析に基づく管理の結果により、当社グループで起こり得る経営上の損害・損失・重大な事態に備えます。

(運用状況)

経営会議にてリスクの洗い出し及び分析を行うとともに、外部の専門家から意見を聴取し、事前予防策及び対応策の検討等を行っております。また、想定される重大危機に対する模擬訓練を定期的実施し、危機管理態勢の見直し・改善を行っております。

4 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 執行役員制度を執ることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし事業構造改革を迅速に進めます。
取締役・執行役員が出席する経営会議において、ロスや基本ルール逸脱に対する是正の確認などを行っております。
- 2) 経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経ることでリスクの洗い出し、アセスメント及び対策を行い、重要な判断材料の提供を行うことで、質の高い議論による取締役会での経営の意思決定を行っております。
- 3) 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施しております。

(運用状況)

月2回開催する執行役員・取締役が出席する経営会議にて、上記の体制を運用しております。

5 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 「石井食品グループ行動規範」により、取締役、執行役員及び使用人は共通の行動理念を持ちます。
- 2) 内部監査を計画的に実施し、会計の状況等の業務を適正に監督します。
監査法人、監査役、代表取締役社長、管理チーム、財務戦略部が参加する定期ミーティングを実施することにより連携を図っております。
- 3) 当社は子会社の取締役から職務の執行に係る事項の報告を定期的に受けるとともに、重要事項については事前協議を行っております。
- 4) 当社及び当社子会社はISO9001、ISO14001、ISO22000、FSSC22000を認証取得し、内部統制システムの一環として整備運用しております。

(運用状況)

定期的に、監査法人、監査役、代表取締役社長、管理チーム、財務戦略部が参加するミーティングを実施することにより連携を図り、業務の適正について監督しております。また、3か月ごとに子会社の取締役会を開催し、職務の執行に係る事項の報告を定期的に受けるとともに、重要事項については事前協議を行っております。ISO認証については、年1回実施される外部審査及び内部監査により、有効性の確認を行っております。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役との協議の上、合意する人選を行って配属するものとしております。

(運用状況)

監査役の補助業務にあたる使用人は監査役と協議の上決定しております。

7 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役の補助業務にあたる使用人は、監査役の指示、命令に従い業務を行い、その業務の実施に関して、取締役から指示、命令を受けないこととしております。
- 2) 使用人の人事異動、評価等人事権に係る事項に関して、事前に監査役に報告し、監査役会の承認を得ることとしております。

(運用状況)

各監査役は、監査役の補助業務にあたる使用人へ直接指揮命令を行っております。

- 8 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、更には関係書類を何時においても閲覧できるものとしております。
 - 2) 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人等は、監査役の要求に従い、又は自ら自己の職務の執行状況を報告するものとしております。
 - 3) 取締役・使用人等が監査役に報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないものとしております。

(運用状況)

監査役が取締役会及び経営会議に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、管理チーム、会計監査人と連携し、定期的に意見交換を行っております。また、3か月ごとに開催される子会社の取締役会に出席し、取締役より職務の執行状況等の報告を受けております。

- 9 監査役の仕事の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の仕事の遂行上必要と認められる費用又は債務の処理については、監査役会の監査計画に応じて予め予算を計上するほか、緊急又は臨時に支出した費用については、事後に会社に償還を請求することができるものとして、監査役の仕事執行の実効性を確保しております。

(運用状況)

監査役の仕事実行により生じる費用の前払や精算は、適切に行っております。

- 10 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行います。

(運用状況)

管理チームは、金融商品取引法に則り、財務報告に係る各プロセスについて内部監査及び整備状況のテストを実施し、その結果について、取締役会へ報告しております。

11 反社会的勢力排除に向けた体制

- 1) 暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。
- 2) 「石井食品グループ行動規範」の反社会的勢力排除条項に基づき、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組みます。

(運用状況)

「石井食品グループ行動規範」は全従業員に配布し、遵守する旨の誓約書の提出を義務付けております。

会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案(買収提案)が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもありえます。

そこで、そのような提案に対しては、当社は、買収者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに買収者の提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関し買収者と交渉または協議を行うことが、当社取締役会としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主共同の利益に合致すると考え、下記Ⅲ. 記載のとおり、大規模買付行為が行われる場合に大規模買付者が遵守すべき一定のルール(以下、「本プラン」といいます。)を設定することとしました。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社は、創業以来、食の安心・安全を第一に考えて、おいしい良質な調理済食品の製造販売を行ってきております。また、品質管理方法においても、品質保証番号システムを採用することで品質管理を徹底し、原材料の履歴と製造工程の管理状況がわかる独自のシステムを導入しております。また、同時に検査体制も充実させることで食の安心・安全の実現を担保しております。

そうした中、当社は、他社では真似のできない、無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等、数多くのノウハウ・知識・経験を蓄積してきており、これらのノウハウ等から生み出される安心・安全かつおいしい良質な食品を製造販売することで、数多くのお客様及び取引先等のステークホルダーとの間に信頼関係を築き上げてまいりました。

当社は、これからも独自の無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等の当社が有するすべての技術・ノウハウをベースとして、これら技術・ノウハウの質を日々たゆまぬ努力により一層向上させながら、お客様に満足していただける安心、安全かつおいしい良質な食品の提供を提案し続けてまいります。当社の企業価値は、このような、技術力・提案力により確保、向上されるべきであり、また、これを支えるお客様、取引先、従業員等のステークホルダーとの一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、このような経営姿勢を当社の企業理念である「真（ほんとう）においしいものをつくる～身体にも心にも未来にも～」というメッセージに込め、すべてのステークホルダーの利益を追求し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、取締役4名のうち2名を社外取締役として選任しており、迅速な意思決定が図れる体制であり、規模としても適正であると判断しております。また、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことにより、企業経営における透明性、健全性、効率性を追求し、すべてのステークホルダーの利益の確保を目指しております。そのために内部統制機能の充実を重要な経営課題と位置付け、これらを推進しております。

当社は、監査役制度を採用しており、それぞれ専門分野に精通した社外監査役3名は、取締役会などの重要な会議への出席のほか、各事業所やグループ会社の監査を行うことにより、取締役の業務執行の適法性、妥当性について確認、検討を行っております。

また、経営の監督機能と業務の分離を図る目的で執行役員制度を採用しております。執行役員制度を執ることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし、事業構造改革を迅速にすすめております。

経営会議は、取締役と執行役員で構成され、取締役会の決議事項などについて事前協議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年6月22日開催の第78回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」について、承認を得ております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰ.に記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべき

ルールを策定するとともに、一定の場合には大規模買付行為を行おうとする者に対して当社が対抗措置をとる可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、大規模買付ルールでは、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。

なお、本プランは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、本プランは適用されます。

本プランの対象となる者は、自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付その他の取得行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為、またはこれらに類似する行為(注4) (これらの提案(第三者に対して大規模買付等を勧誘する行為を含みます。))を含み、いずれについても当社取締役会が同意したものを除き、このような行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)を行おうとする者です。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。但し、当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。本議案において同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。但し、当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。本議案において同じとします。)並びに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。但し、当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。本議案において同じとします。)を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な行為の方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとし、)または(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等、または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

注4：株券等の買付または取得行為の実施の有無にかかわらず、(a)当社株券等の買付または取得をしようとする者またはその共同保有者もしくは特別関係者(以下、本注4において「株券等取得者等」といいます。)が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下、本注4において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(*1)を樹立するあらゆる行為(*2)であって、(b)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計が20%以上となるような行為を含むものとします。

*1：「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

*2：本注4所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本注4所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

なお、この大規模買付ルールの詳細につきましては、当社ホームページのIR情報に記載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（2022年5月13日付及び5月23日訂正分）をご参照ください。
(<https://www.ishiifood.co.jp/ir-boei.php>)

IV. 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、I. に記載の基本方針で謳っているように、大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する買収提案であれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の株主構成は、現時点では当社の創業者親族等の株主が保有割合の上位を占めており（親族・役員等で約27%(2022年3月31日時点)）、現段階で具体的に差し迫った買収のリスクが存在している訳ではありません。

しかしながら、上記のような当社を取巻く経営環境等の変化を鑑みると、将来的に、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分ではない者による当社に対する大規模買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく毀損されかねないこと、同時に、こうした状況に便乗した、当社の経営には関心のない、当社の技術力や健全な財務力の取得だけを目的

とした買収者が現れる可能性も否定できません。さらに、当社の株主構成に関しても、当社の創業者親族等の株主の中には高齢の株主もあり、各々の事情に応じた譲渡、相続等の処分が行われる状況が具体的に予想され、今後一層当社の株式の分散化が進んでいく可能性は否定できず、将来的に現在のような安定した株主構成が維持されるとは限りません。また、当社の経営に直接関与していない創業者親族等による当社株式に関する権利行使については、それぞれ株主個人の判断のもとに行われており、当社がそれら権利行使について関与・コントロールするものではないことから、当社の経営権の取得等を目的とした大規模買付提案に際しても、大規模買付者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もありえます。したがって、当社取締役会は、今から当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するような大規模な買収行為に備えた対応策を準備しておくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るためにも必要であると判断しました。また、その内容をあらかじめ定めておくことは、手続の透明性や関係者の予見可能性を向上させる意味でも適切なものであると考えたことから、本プランを導入・継続し、その内容を開示することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	919,600	672,801	1,389,204	△310,806	2,670,799
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△50,631		△50,631
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			16,418		16,418
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△34,212	—	△34,212
当 期 末 残 高	919,600	672,801	1,354,991	△310,806	2,636,586

項 目	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	61,664	△89,154	△27,490	2,643,308
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△50,631
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				16,418
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6,896	△44,769	△51,665	△51,665
当 期 変 動 額 合 計	△6,896	△44,769	△51,665	△85,878
当 期 末 残 高	54,767	△133,923	△79,156	2,557,430

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 1社 (株式会社ダイレクトイシイ)

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、
移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産 評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品及び製品……………売価還元法

原材料、仕掛品……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備
を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備
及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………10～34年

機械装置及び運搬具……………4～10年

- ② 無形固定資産 ……………定額法によっております。
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員賞与の支払いに充てるため、当連結会計年度に係る支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

主に食肉加工品等調理済食品の販売等から収益を稼得しております。これらの商品販売取引は、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、リベート及び返品などを控除した金額で測定しています。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました物流費等の顧客に支払われる対価を、売上高から控除しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首における純資産額に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損に関する見積り

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	14,580千円
有形固定資産	1,718,745千円
無形固定資産	252,132千円

当連結会計年度において計上した減損損失については、「その他の注記 減損損失に関する注記」に記載しております。

2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

固定資産についてグルーピングを行い、資産グループごとに減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候がある資産グループについては、減損の認識判定を行い、減損の必要があると判定された場合は、金額を測定し減損損失を計上します。

減損の認識判定においては、資産などから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損の要否を判定します。

認識判定において減損の必要があると判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。

減損の認識判定に用いる割引前将来キャッシュ・フロー及び減損金額の測定に用いる回収可

能額の見積りは、取締役会で承認された翌連結会計年度以降の事業計画を基礎としております。当該事業計画については、過去実績や市場動向等の外部環境を踏まえた販売計画、生産計画、設備投資計画等の当社グループが利用可能な情報に基づいて作成しております。

当連結会計年度において、一部資産グループにおいて減損損失を計上しておりますが、翌連結会計年度において見積りの前提や仮定に変更が生じ、新たに減損損失を認識する必要が生じた場合には、同期間における連結計算書類に影響を与えるおそれがあります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		15,392,320千円
2. 担保に供している資産	建物及び構築物	186,229千円
	土 地	127,814千円
	計	314,043千円

上記物件は、短期借入金1,500,000千円の担保に供しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	18,392,000	—	—	18,392,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1,514,996	—	—	1,514,996

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2021年6月26日開催の第80回定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	50,631千円
・ 1株当たり配当額	3.00円
・ 基準日	2021年3月31日
・ 効力発生日	2021年6月28日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月25日開催の第81回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

・ 配当の原資	利益剰余金
・ 配当金の総額	50,631千円
・ 1株当たり配当額	3.00円
・ 基準日	2022年3月31日
・ 効力発生日	2022年6月27日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金に限定しており、また、資金調達については主に銀行からの短期借入れ及び社債の発行による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクにさらされておりますが、当該リスクに対応するため、新規の得意先と取引を開始するにあたっては、外部調査機関を利用して与信管理を行っております。また、請求担当において入金差額を月次でチェックすると共に、入金遅延が認められる場合には、週次で報告が行われる体制となっております。

投資有価証券の保有は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、時価の変動を定期的に把握・管理しております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、主に1ヶ月以内の支払期日となっております。

営業債務や借入金は、流動性リスクにさらされておりますが、適時に資金繰表を作成し管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額97,301千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払費用、未払法人税等並びに未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	357,557	357,557	—
(2) 短期借入金	(1,700,000)	(1,700,000)	—

※ 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他投資有価証券 株式	357,557	—	—	357,557

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
短期借入金	—	1,700,000	—	1,700,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

短期借入金

変動金利によっており、一定期間ごとに金利の改定が行われているため、帳簿価額と時価は近似しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社では、千葉県その他工場を有する地域等において、業務提携する運送会社等への賃貸不動産及び遊休不動産を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,114千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）及び減損損失138千円（特別損失に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			期 末 時 価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
21,717	△728	20,988	89,771

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の期中増減のうち、主な減少額は減価償却費590千円、減損損失138千円であります。
3. 時価の算定方法は、主として不動産鑑定評価額に基づいております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、食品事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
食肉加工品	7,328,333
その他	1,503,139
顧客との契約から生じる収益	8,831,472
外部顧客への売上高	8,831,472

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益理解するために基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 151円53銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 0円97銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

減損損失に関する注記

1. 資産のグルーピングの方法

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っております。

製品の類似性によるキャッシュ・フローの相互補完性を考慮し、食肉加工品部門の製造用資産については3工場（八千代・京丹波・唐津）を同一のグループとし、惣菜・正月料理等部門の製造用資産については工場ごとにグルーピングを行っております。また、営業拠点・本社等の資産は共用資産としております。直営店は店舗単位、ECサイトに係る資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

2. 減損損失を認識した資産または資産グループ

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
八千代工場 (千葉県八千代市)	惣菜部門の製造用資産	機械装置	8,740
京丹波工場 (京都府船井郡京丹波町)	惣菜部門の製造用資産	機械装置	362
唐津工場 (佐賀県唐津市)	惣菜部門の製造用資産	機械装置	5,339
京都府船井郡京丹波町	遊休資産	土地	138

3. 減損損失の認識に至った経緯等

惣菜部門の製造用資産

営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（14,441千円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、機械装置については売却可能性が見込めないため零円として評価しております。

遊休資産

事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（138千円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、その価額は不動産鑑定評価額を基礎として算定しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

項 目	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
当 期 首 残 高	919,600	672,801	672,801	229,900	115,635	1,829,800	△786,334	1,159,100	1,389,000
当 期 変 動 額									
別途積立金の取崩 剰余金の配当						△850,000	850,000	—	—
当 期 純 利 益							3,035	3,035	3,035
固定資産圧縮 積立金の取崩					△10,375		10,375	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	△10,375	△850,000	812,780	△47,595	△47,595
当 期 末 残 高	919,600	672,801	672,801	229,900	105,259	979,800	26,445	1,111,505	1,341,405

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△310,806	2,670,595	61,664	61,664	2,732,259
当 期 変 動 額					
別途積立金の取崩 剰余金の配当		△50,631			△50,631
当 期 純 利 益		3,035			3,035
固定資産圧縮 積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△6,896	△6,896	△6,896
当期変動額合計	—	△47,595	△6,896	△6,896	△54,491
当 期 末 残 高	△310,806	2,623,000	54,767	54,767	2,677,767

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、
移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② 子会社株式……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産……………評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品及び製品……………売価還元法

原材料、仕掛品……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………15～34年

機械及び装置……………10年

(2) 無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員賞与の支払いに充てるため、当事業年度に係る支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

主に食肉加工品等調理済食品の販売等から収益を稼得しております。これらの商品販売取引は、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引、リベート及び返品などを控除した金額で測定しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました物流費等の顧客に支払われる対価を、売上高から控除しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されておりますが、当事業年度の期首における純資産額に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損に関する見積り

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	14,580千円
有形固定資産	1,718,745千円
無形固定資産	239,458千円

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額			15,392,320千円
2. 担保に供している資産	建	物	186,229千円
	土	地	127,814千円
		計	314,043千円

上記物件は、短期借入金1,500,000千円の担保に供しています。

3. 関係会社に対する短期金銭債権	5,470千円
4. 関係会社に対する長期金銭債権	350,000千円
5. 関係会社に対する短期金銭債務	1,624千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
(1) 売上高	75,933千円
(2) 売上原価	△1,438千円
(3) 営業取引以外の取引高	8,160千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,514,996		—		—	1,514,996

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	135,381千円
賞与引当金	24,653
貸倒引当金	106,610
ゴルフ会員権評価損	14,249
株式評価損	10,107
減損損失	189,272
共済会掛金	7,462
資産除去債務	6,995
繰越欠損金	270,787
その他	23,646
繰延税金資産小計	<u>789,166</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	Δ 270,787
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	Δ 470,083
評価性引当額小計	<u>Δ740,870</u>
繰延税金資産合計	<u>48,295</u>
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	Δ 46,105千円
その他有価証券評価差額金	Δ 23,257
その他	Δ 2,189
繰延税金負債合計	<u>Δ71,552</u>
繰延税金負債の純額	<u><u>Δ23,257</u></u>

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ダイレクトイシイ	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼務	資金の貸付 (注) 1	80,000	長期貸付金 (注) 2	350,000
				利息の受取 (注) 1	4,800	未収入金	437

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 子会社への長期貸付金に対し、350,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において80,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	知識 賢治	なし	当社社外 取締役	コンサルティング支援 (注)	12,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 業務内容を勘案し、当事者間の契約により決定しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、食品事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当 事 業 年 度
食肉加工品	7,260,141
その他	1,489,151
顧客との契約から生じる収益	8,749,292
外部顧客への売上高	8,749,292

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 158円66銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 0円18銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。